

社会福祉法人慶寿会平和町介護サービスセンター
茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業における
指定第一号訪問事業（国基準訪問型サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人慶寿会が設置する社会福祉法人慶寿会平和町介護サービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業（国基準訪問型サービス等）（以下「訪問介護相当」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な国基準訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、適切な国基準訪問型サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所の実施する事業は、一人暮らし高齢者及び高齢者世帯のみの世帯に対し、訪問介護員は、その利用者の心身の特性を踏まえて、利用者と共に買い物、掃除、調理等介護予防の為に効果的な支援をすることで、より自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

事業の実施にあたっては、利用者の所在する関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。訪問介護相当の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行なうとともに、関係機関への情報提供を行なう。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 社会福祉法人 慶寿会 平和町介護サービスセンター
- （2）所在地 神奈川県茅ヶ崎市松が丘1-7-34-2 ZEN茅ヶ崎2階

（職員の職種、員数及び勤務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）サービス提供責任者 3名（常勤・兼務2名 非常勤・兼務1名）

サービス提供責任者は、事業所に対する国基準訪問型サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、国基準訪問型サービス計画の作成を行う。

利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、地域包括支援センター等との連携を行なう。

(3) 訪問介護員等 常勤0名、非常勤10名以上
訪問介護員等は、個別サービス計画等に基づき国基準訪問型サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日とし、日曜日及び年末年始（12月30日から翌年の1月3日まで）を休業とする。但し、休日のサービス提供に関しては相談に応じる。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(国基準訪問型サービスの内容)

第6条 指定第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の安全確認をしつつ国基準訪問型サービス計画に設定された目標を勘案し、身体整容、利用者と共に買い物、掃除、調理等を行う。

(利用料等)

第7条 国基準訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、「茅ヶ崎市長が定める額」とし、当該国基準訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは利用者の負担割合に応じて支払いを受けるものとする。料金に関しては別紙1のとおり。
通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。
前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時に於ける対応方法)

第8条 訪問介護員等は、国基準訪問型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、サービス提供責任者を通し管理者に報告する。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、茅ヶ崎市全域、藤沢市の一部の地域とする。（藤沢市については、辻堂1丁目、2丁目、3丁目、6丁目とする。）

(守秘義務及び秘密の保持)

第10条 当該事業所における安全と信頼の確保

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(相談窓口・苦情対応)

第11条 事業所は利用者及びその家族からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実 関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は提供した国基準訪問型サービスに関し、介護保険法第115条の45の7第1項により市町村が行う文章その他物件の提出若しくは提示の求めまたは市町村職員からの質問若しくは照会に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

3. 事業所は、提供した国基準訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(1) サービスに関する相談・苦情窓口

相談窓口・・・主担当、責任者 電話番号 0467-58-5700 FAX 0467-58-5552
対応時間 8:30 ～ 17:30

(2) 公的機関における相談苦情窓口

市町村介護保険相談窓口 (茅ヶ崎市役所福祉部介護保険課給付担当)	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 電話番号0467-81-7164 (直通) (8:30～17:00)
市町村介護保険相談窓口 (藤沢市役所介護保険課)	藤沢市朝日町1-1 電話番号0466-50-3527 (8:30～17:00)
神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	横浜市西区楠町27-1 電話番号045-329-3447 (8:30～17:15)

(ハラスメント対策)

第12条 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発、相談(苦情を含む。以下同じ)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者を定めること等により、労働者に周知する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービス等の提供を受けられるよう、提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練を実施する。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を実施するとともに、新規採用時には別に研修を実施する。

(感染症対策)

第14条 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置について

当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めて、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。

また、従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施する。

（身体拘束の適正化）

第15条 原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

（1）緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合

（2）非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合

（3）一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます

（虐待の未然防止）

第16条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

② 虐待防止のための指針を整備する。

③ 職員に対し、虐待防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（事故処理）

第17条 事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

2. 事業者は利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

（非常災害対策）

第18条 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を作る。

（その他運営についての留意事項）

第19条 事業所は、訪問介護員等の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時3ヶ月以内
- (2) 継続研修 月1回

事業者は、国基準訪問型サービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

この規程（又は細則）に定める事項の外に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人慶寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。
この規程は、平成29年 5月1日から施行する。
この規程は、平成29年 5月12日から施行する。
この規程は、平成30年 4月1日から施行する。
この規程は、平成30年 8月1日から施行する。
この規程は、令和 1年 10月1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 5年 10月1日から施行する。
この規程は、令和 7年 5月15日から施行する。

別紙1 訪問型独自サービス利用料

基本部分：訪問型サービス費

区分 所要時間	訪問型サービス費			
	単位数 基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※(注2)参照
訪問型独自サービス11 要支援1・2(週1回程度)	1.176単位 (1ヶ月)	1,259円	2,517円	3,775円
訪問型独自サービス11日割り 要支援1・2(週1回程度)	39単位 (1日)	42円	84円	126円
訪問型独自サービス12 要支援1・2(週2回程度)	2.349単位 (1ヶ月)	2,514円	5,027円	7,541円
訪問型独自サービス12日割り 要支援1・2(週2回程度)	77単位 (1日)	83円	166円	249円
訪問型独自サービス13 要支援2(週2回を超える程度)	3.727単位 (1ヶ月)	3,988円	7,976円	11,964円
訪問型独自サービス13日割り 要支援2(週2回を超える程度)	123単位 (1日)	132円	264円	396円
訪問型独自サービス21 標準的な内容の訪問型サービス(独))である場合	287単位 (1回につき)	307円	614円	921円
訪問型独自サービス22 生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位 (1回につき)	194円	383円	575円
訪問型独自サービス23 生活援助が中心である場合 所要時間45分以上の場合	220単位 (1回につき)	236円	471円	707円

【訪問型独自サービス加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額			
	単位数 基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※(注2)参照
同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合	1月につき所定単位数の10%減算		
同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	1月につき所定単位数の15%減算		
同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者 の割合が100分の90以上の場合	1月につき所定単位数の12%減算		
初回加算	200単位(1月につき)	214円	428円	642円
生活機能向上連携 加算(1)	100単位(1月につき)	107円	214円	321円

生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位（1月につき）	214円	428円	642円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の24.5％	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の22.4％	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

（注1）上記の基本利用料及び加算等は、茅ヶ崎市長が定める金額（事業所の所在地が5級地のため、単位数に10.70を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

（注2）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額的全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注3）上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

（2）その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、旅費（実費）の支払いが必要となります。
-----	--

（3）キャンセルについて

- ① 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話） **0467-58-5700**
- ② 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。

（4）支払い方法

毎月、14日までに前月分の利用料の請求をいたします。

利用料金のお支払方法は、指定口座より口座引き落としをさせていただきます。毎月27日までに、指定期日までにご入金をお願いいたします。（27日が土・日・祝日の場合は翌営業日に引き落とし）現金によるお支払いは、ご相談ください。

社会福祉法人慶寿会平和町介護サービスセンター
茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業における
指定第一号訪問事業（訪問型サービスA）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人慶寿会が設置する社会福祉法人慶寿会平和町介護サービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業（訪問型サービスA等）（以下「訪問A」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問型サービスAの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、適切な訪問介護相当を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所の実施する事業は、一人暮らし高齢者及び高齢者世帯のみの世帯に対し、訪問介護員は、その利用者の心身の特性を踏まえて、利用者と共に買い物、掃除、調理等介護予防の為に効果的な支援をすることで、より自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

事業の実施にあたっては、利用者の所在する関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。訪問介護相当の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行なうとともに、関係機関への情報提供を行なう。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 社会福祉法人 慶寿会 平和町介護サービスセンター
- （2）所在地 神奈川県茅ヶ崎市松が丘1-7-34-2 ZEN茅ヶ崎2階

（職員の職種、員数及び勤務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）サービス提供責任者 3名（常勤・兼務2名 非常勤・兼務1名）

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問型サービスA計画の作成などを行う。

利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、地域包括支援センター等との連携を行なう。

- （3）訪問介護員等 常勤0、非常勤10名以上

訪問介護員等は、個別サービス計画等に基づき訪問型サービスAの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日とし、日曜日及び年末年始（12月30日から翌年の1月3日まで）を休業とする。但し、休日のサービス提供に関しては相談に応じる。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問型サービスAの内容)

第6条 指定第1号事業（訪問型サービスA）の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の安全確認をしつつ訪問型サービスA計画に設定された目標を勘案し、身体介護を伴わない買い物、掃除、調理等生活援助を中心に行う。

(利用料等)

第7条 訪問型サービスAを提供した場合の利用料の額は、「茅ヶ崎市長が定める額」とし、その訪問型サービスAが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じて支払いを受けるものとする。料金については別紙1のとおり。
通常の実業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。
前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時に於ける対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問型サービスAを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、サービス提供責任者を通し管理者に報告する。

(通常の実業の実施区域)

第9条 通常の実業の実施区域は、茅ヶ崎市全域、藤沢市の一部の地域とする。（藤沢市については、辻堂 1丁目、2丁目、3丁目、6丁目とする。）

(守秘義務及び秘密の保持)

第10条 当該事業所における安全と信頼の確保

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(相談窓口・苦情対応)

第11条 事業所は利用者及びその家族からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は提供した訪問型サービスAに関し、介護保険法第115条の45の7第1項により市町村が行う文章その他物件の提出若しくは提示の求めまたは市町村職員からの質問若しくは照会に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

3. 事業所は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険

団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(1) サービスに関する相談・苦情窓口

相談窓口・・・主担当、責任者 電話番号 0467-58-5700 FAX 0467-58-5552

対応時間 8:30 ～ 17:30

(2) 公的機関における相談苦情窓口

市町村介護保険相談窓口 (茅ヶ崎市役福祉部介護保険課給付担当)	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 電話番号0467-81-7164 (直通) (8:30～17:00)
市町村介護保険相談窓口 (藤沢市役所介護保険課)	藤沢市朝日町1-1 電話番号0466-50-3527 (8:30～17:00)
神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	横浜市西区楠町27-1 電話番号045-329-3447 (8:30～17:15)

(ハラスメント対策)

第12条 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発、相談（苦情を含む。以下同じ）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者を定めること等により、労働者に周知する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービス等の提供を受けられるよう、提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練を実施する。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を実施するとともに、新規採用時には別に研修を実施する。

(感染症対策)

第14条 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置について当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めて、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等

を勘案して必要に応じ随時開催する。

また、従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施する。

（身体拘束の適正化）

第15条 原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

（1）緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合

（2）非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合

（3）一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます

（虐待の未然防止）

第16条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

② 虐待防止のための指針を整備する。

③ 職員に対し、虐待防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（事故処理）

第17条 事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

2. 事業者は利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

（非常災害対策）

第17条 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を作る。

（その他運営についての留意事項）

第18条 事業所は、訪問介護員等の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- | | |
|----------|----------|
| （1）採用時研修 | 採用時3ヶ月以内 |
| （2）継続研修 | 月1回 |

事業者は、訪問型サービスA等に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

この規程（又は細則）に定める事項の外に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人慶寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年	4月1日から施行する。
この規程は、平成29年	5月1日から施行する。
この規程は、平成29年	5月12日から施行する。
この規程は、平成30年	4月1日から施行する。
この規程は、平成30年	8月1日から施行する。
この規程は、令和1年	10月1日から施行する。
この規程は、令和3年	4月1日から施行する。
この規程は、令和5年	10月1日から施行する。
この規程は、令和7年	5月15日から施行する。

別紙 1 訪問型サービス A 利用料

【基本部分：訪問型サービス A 費】

区分 所要時間	訪問型サービス費			
	単位数 基本利用料 ※(注 1)参照	利用者負担金 (自己負担 1 割の場合) ※(注 2) 参照	利用者負担金 (自己負担 2 割の場合) ※(注 2) 参照	利用者負担金 (自己負担 3 割の場合) ※(注 2) 参照
訪問型サービス A (一体型) 1 1 (事業対象者、要支援 1. 2 (週 1 回程度))	1.059 単位 (1 ヶ月)	1,134 円	2,267 円	3,400 円
訪問型サービス A (一体型) 1 2 (事業対象者、要支援 1. 2 (週 2 回程度))	2,114 単位 (1 か月)	2,262 円	4,524 円	6,786 円
訪問型サービス A (一体型) 2 1 所要時間 20 分以上 45 分未満の場合	161 単位 (1 回)	173 円	345 円	517 円
訪問型サービス A (一体型) 2 2 所要時間 45 分以上の場合	198 単位 (1 回)	212 円	424 円	636 円
訪問型サービス A (一体型) 同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合		1 か月につき所定単位数の 10% 減算	
訪問型サービス A (一体型) 同一建物減算 2	事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合		1 か月につき所定単位数の 15% 減算	
訪問型サービス A (一体型) 同一建物減算 3	同一の建物等に居住する利用者の割合が 100 分の 90 以上の場合		1 か月につき所定単位数の 12% 減算	

【訪問型サービス A (一体型) 加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額				
	単位数	基本利用料 ※(注 1)参照	利用者負担金 (自己負担 1 割の場合) ※ (注 2) 参照	利用者負担金 (自己負担 2 割の場合) ※ (注 2) 参照	利用者負担金 (自己負担 3 割の場合) ※ (注 2) 参照
訪問型サービス A 初回加算	1 4 0 単位		1 5 0 円	3 0 0 円	4 5 0 円
生活機能向上連携加算 I	7 0 単位		7 5 円	1 5 0 円	2 2 5 円
生活機能向上連携加算 II	1 4 0 単位		1 5 0 円	3 0 0 円	4 5 0 円
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の 2 4.5 %		左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
介護職員処遇改善加算 II	所定単位数の 2 2.4 %		左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

(注 1) 上記の基本利用料及び加算等は、茅ヶ崎市長が定める金額（事業所の所在地が 5 級地のため、単位数に 10.70 を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注 2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注 3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

（２）その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、旅費（実費）の支払いが必要となります。
-----	--

（３）キャンセルについて

- ① 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話） **0467-58-5700**
- ② 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。

（４）支払い方法

毎月、１４日までに前月分の利用料の請求をいたします。
利用料金のお支払方法は、指定口座より口座引き落としをさせていただきます。毎月２７日までに、指定期日までにご入金をお願いいたします。（２７日が土・日・祝日の場合は翌営業日に引き落とし）
現金によるお支払いは、ご相談ください。